

令和3年10月14日  
事務連絡

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中  
各 市区町村  
各 都道府県 福祉人材センター主管部（局）

### 厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室  
老健局高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

### 技能実習介護の日本語能力要件を満たす新たな試験の周知について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について（令和2年12月18日社援発1218第3号・老発1218第1号通知）において、「介護のための日本語テスト」（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格した場合、技能実習介護の日本語要件を満たすものと位置づけました。

本年3月8日、内閣官房が開催する当該検討会において、株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構（JLCT）が実施する「介護日本語能力テスト」が、「介護のための日本語テスト」実施事業者として認定されました。

これまで、技能実習介護の日本語要件を満たすものとして、「日本語能力試験」、「J.TEST 実用日本語検定」又は「日本語NAT-TEST」に合格した場合としていたところ、新たに「介護日本語能力テスト」に合格した場合も追加されたことから、貴部（局）におかれましては、関係機関・団体等に対し、その旨周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、当該試験の実施時期等の詳細については、当該試験のホームページをご確認ください。

(参考) 技能実習介護の日本語能力要件を満たす試験について

試験名	実施主体	関連ホームページ
日本語能力試験	独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会	<a href="http://www.jlpt.jp/">http://www.jlpt.jp/</a>
J. TEST 実用日本語試験	株式会社語文研究社	<a href="http://j-test.jp/">http://j-test.jp/</a>
日本語 NAT-TEST	株式会社専門教育出版	<a href="http://www.nat-test.com/">http://www.nat-test.com/</a>
介護日本語能力テスト	株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構 (JLCT)	<a href="https://jlct.jp/kaigo_japane_se_nouryoku.html/">https://jlct.jp/kaigo_japane_se_nouryoku.html/</a>

※下線部分が新たに追加された試験

(参考)「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(平成29年9月29日社援発0929第4号 老発0929第2号)(抄)

※下線部分が新たに追加された試験

## 第一 技能実習計画の認定の基準

### 一 技能実習の内容の基準

#### 1 技能実習生について

##### (2) 日本語能力要件(告示第1条第1号)

① 告示第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。)のN3、N2又はN1に合格している者

- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、3級、2級又は1級に合格している者

- ・ J. TEST 実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ. TEST 実用日本語検定をいう。以下同じ。)のD-Eレベル試験において350点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者

- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ. TEST 実用日本語検定のE-Fレベル試験において350点以上取得している者又はA-Dレベル試験において400点以上取得している者

- ・ 日本語NAT-TEST(株式会社専門教育出版が実施する日本語NAT-TESTをいう。以下同じ。)の4級、3級、2級又は1級に合格している者

- ・ 介護のための日本語テスト(内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。②において同じ。)に合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。

② 告示第1条第1号ロに規定する「その他これと同等以上の能力を有する」と認められる者とは、次に掲げる者であること。

- ・ 日本語能力試験のN2又はN1に合格している者

- ・ 平成22年3月31日までに実施された日本語能力試験において、2級又は1級に合格している者

- ・ J. TEST 実用日本語検定のD-Eレベル試験において500点以上取得している者又はA-Cレベル試験において600点以上取得している者

- ・ 平成31年3月31日までに実施されたJ. TEST 実用日本語検定のA-Dレベル試験において400点以上取得している者

- ・ 日本語NAT-TESTの3級、2級又は1級に合格している者

- ・ 介護のための日本語テストに合格している者

なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるものであること。